

免許番号 区第130号

漁場の位置 淡路市野島轟木地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

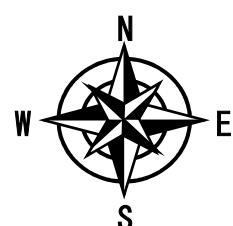
点の位置

A アから130度の線と最大高潮時海岸線との交点

B イから130度の線と最大高潮時海岸線との交点

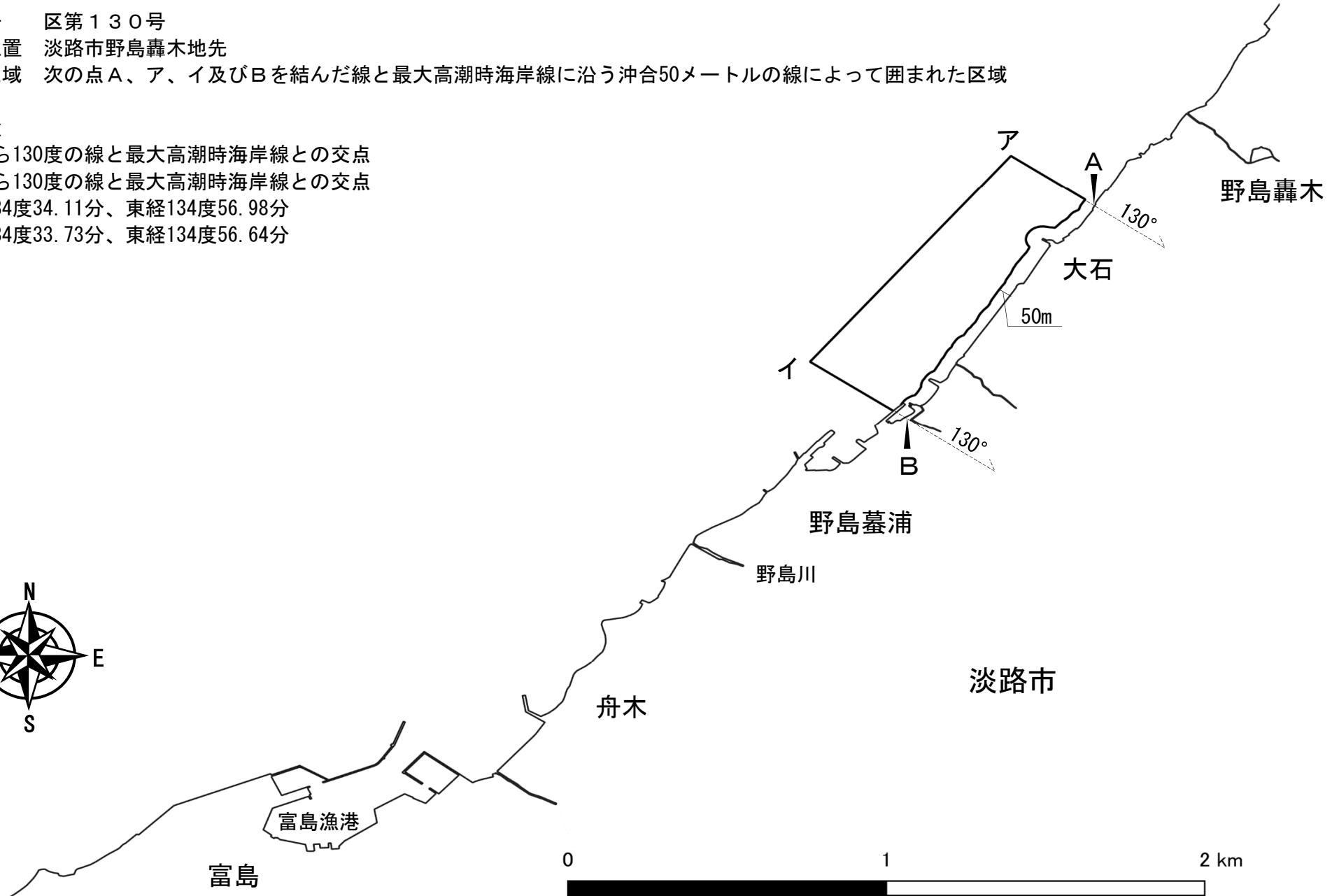
ア 北緯34度34.11分、東経134度56.98分

イ 北緯34度33.73分、東経134度56.64分



令和5年9月1日 免許

区第130号



1	表 示				表示番号	表 示				
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日				
	漁場	別紙漁場図のとおり								
	漁業の種類	第1種区画漁業 わかめ養殖業								
	主な漁獲物									
	漁業の時期	10月1日から6月30日まで								
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。									
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区				
順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号				
1	淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第130号	摘要						